

農業者戸別所得補償制度

交付申請はお済みですか?



交付申請期限は8月31日です!

この度の東日本大震災により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

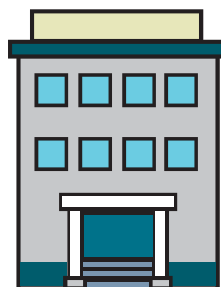
福島県では、東日本大震災により甚大な被害を受けたため、平成23年度の農業者戸別所得補償制度の申請期限が8月31日まで延長されています。

ぜひ、期限までに申請をお願いします。

提出するものは、

「交付申請書」
と
「営農計画書」

提出



農政事務所
又は
地域協議会
(市町村・JA)

今年度から本格実施となり、支援が強化されました!!

- 所得補償の対象が、畑作物（大豆、麦、そば、なたね）にも広がりました。
- 畑作物には品質加算が設けられ、収量や品質が向上すれば交付金が増えるようになりました。

平成22年度戸別所得補償モデル対策の実績〔福島県〕

交付金支払額（県内）合計145億円 → **農業経営の安定に大きな効果**

うち 米戸別所得補償モデル事業 110億円 → 米に対しての支援
水田利活用自給力向上事業 35億円 → 水田を活用した麦・大豆・飼料用米
や園芸作物等に対しての支援

農業者戸別所得補償制度に加入し、経営の安定を図りましょう!

農業者戸別所得補償制度のポイント

米の所得補償交付金

対象作物：主食用米

〈交付金額〉
15,000円/10a

- 米の生産数量目標に沿った生産が交付の要件となります。
- 交付対象面積は、自家消費分として一律10a控除した面積です。
- 不作付地がある場合は、改善計画書を作成し市町村に提出します。

米価変動補てん交付金

交付対象：
米の所得補償交付金の
交付対象面積

- 米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものです。
- 交付対象者は、米の所得補償交付金の交付対象者です。
- 当年産の販売価格が下落し、標準的な販売価格を下回った場合にその差額分（全国一律）を交付します。

※22年度のモデル事業では、15,100円/10aの支払いでした。

水田活用の所得補償交付金

対象作物：
大豆、麦、飼料作物
〈交付単価：35,000円/10a〉
飼料用米、米粉用米、WCS用稲
〈交付単価：80,000円/10a〉
そば、なたね、加工用米
〈交付単価：20,000円/10a〉

- 水田で対象作物を生産する農業者に対して、面積払で交付します。
- 米の生産数量目標の達成・未達成にかかわらず交付の対象となります。

水田に畑作物を作付けすると「水田活用の所得補償交付金」と「畑作物の所得補償交付金」が合わせて交付されます。

畑作物の所得補償交付金 *New*

対象作物：大豆、麦、
そば、なたね

- 水田だけでなく、畑地も対象です。
- 米の生産数量目標の達成・未達成にかかわらず交付の対象となります。

加算措置等 *New*

規模拡大加算

農地利用集積円滑化事業（農地利用集積円滑化団体を介した集積）により、面的集積するために新たに利用権設定（設定期間6年以上）した農地の面積に応じて2万円/10aが農地の受け手に交付されます。（該当年のみ）

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額（平地2万円/10a、条件不利地3万円/10a）を最長5年間交付します。

問い合わせ先

東北農政局福島農政事務所 農政推進課、各地域課
最寄りの各地域水田農業推進協議会（市町村、JA）
県農林事務所農業振興普及部・普及所